

15宗企 第 744 号
平成16年 3月25日

宗像市行財政改革推進委員会委員長 様

宗像市長 原 田 慎 太 郎

宗像市の行財政改革について（諮問）

本市は、平成15年4月に旧宗像市・旧玄海町が合併して生まれた新たな市であります。これまで旧市町で行政改革大綱を策定し、それぞれに行財政改革を推進してきました。

近年、国や地方財政の悪化、地方分権による国と地方自治体の役割の見直し、市民参加やコミュニティとの連携の推進など、地方自治体を取り巻く状況は大きく動いています。また、本市では、合併とともに新たな課題も発生しています。

今、自治体には行財政改革のさらなる推進と限られた経営資源を活用し地域を効率的に経営する能力が求められています。

つきましては、時代に対応した効率的な行政経営を推進していくための新たな行財政改革大綱について、下記の項目を中心にご審議をお願いいたします。

記

- 1 効果的・効率的な行財政運営の推進
- 2 市民・コミュニティ協働による行政運営の推進

参考資料

宗像市行財政改革推進委員会委員名簿

選 出	職 名	ふりがな 氏 名	備 考
1号委員 (市議会議員)	委 員	たなか ときむね 田 中 時 宗	
1号委員 (市議会議員)	委 員	かわしま しょうすけ 川 島 照 亮	任期：平成16年10月まで
1号委員 (市議会議員)	委 員	いしまつ かずとし 石 松 和 敏	任期：平成16年11月から
2号委員 (知識経験者)	会 長	うちの すなお 内 野 順 雄	九州産業大学 (商学部教授)
2号委員 (知識経験者)	委 員	ながい やすまさ 長 井 賢 祐	福岡県経営者協会 (専務理事)
2号委員 (知識経験者)	委 員	まつの ひろゆき 松 野 博 雪	監査法人トーマツ (コンサルタント)
2号委員 (知識経験者)	委 員	みやの としあき 宮 野 俊 明	九州産業大学 (経済学部助教授)
2号委員 (知識経験者)	副会長	なりきよ さなえ 成 清 サナエ	元福岡県職員、前宗像市公平委員
3号委員 (市民委員)	委 員	こんどう ひろじ 近 藤 淳 二	
3号委員 (市民委員)	委 員	まえむら いくこ 前 村 生 子	
3号委員 (市民委員)	委 員	つじ ようこ 辻 洋 子	

参考資料

平成16年12月20日

宗像市長 原 田 慎 太 郎 様

宗像市行財政改革推進委員会
会長 内 野 順 雄

宗像市行財政改革大綱について（答申）

宗像市行財政改革推進委員会は、平成16年3月25日に市長から、宗像市の行財政改革について諮詢を受け、「1 効果的・効率的な行財政運営の推進、2 市民・コミュニティ協働による行政運営の推進」を中心とした新たな「行財政改革大綱」についての審議を要請された。以後、本委員会は13回にわたる委員会、および11回にわたる「補助金等見直し部会」を開き、慎重な審議を重ねてきた。

現在、わが国の経済は長期停滞を脱しつつあるものの、いまだ楽観視できる状況にはなく、さらなる構造改革が経済社会のあらゆる分野で必要なことはいうまでもないであろう。地方においては、いわゆる「三位一体」改革にみられるように、地方分権の推進、行財政の抜本的改革が喫緊の課題となっている。

本市においても、急速な少子・高齢化の進展とともに税収の伸びは期待できず、また、義務的経費の増加による財政事情の窮迫は避けられず、近い将来における財政調整基金の枯渇も予想されている。

しかしながら、このような状況のもとで行政には、住みよいまちづくり、福祉の充実など、さまざまな市民のニーズに対応していくことが求められている。

「行財政改革大綱」の答申にあたり、宗像市の現状、行政を取り巻く状況、今後の財政見通し、今後行政に求められるもの、本来行政のあるべき姿などについて、可能な限りつぶさに現状のヒヤリングを行った。これらの作業を通じて宗像市の置かれている状況は極めて厳しく、今後の見通しについても、さらに厳しさが増す材料ばかりであり、この取り組みが将来の宗像市を左右する重要な改革であることを改めて認識させられた。

このため、行財政改革推進委員会は、あらゆる経費の削減と行財政のスリム化と効率化を図るべく、民間企業の経営手法も取り入れながら、市民に開かれた、公平で持続可能な行財政改革を市民と協働して推進するための大綱を答申する。

今後は、本大綱を基に具体的で強力な実行プランを策定し、実のある行財政改革を断行されるよう期待する。

参考資料

宗像市行財政改革大綱 策定経過

日付	実施項目	内容
【平成16年】		
3月25日	第1回行財政改革推進委員会	委嘱状交付、正副委員長選出、諮問ほか
4月19日	第2回行財政改革推進委員会	市の現況説明
4月26日	第1回行財政改革推進本部会議	市長メッセージ、推進委員会の状況説明
5月10日	第3回行財政改革推進委員会	市の現況説明
5月24日	第4回行財政改革推進委員会	市の現況説明
6月7日	第5回行財政改革推進委員会	市の現況説明、マスタープラン
6月21日	第2回行財政改革推進本部会議	大綱案説明
6月28日	第6回行財政改革推進委員会	宗像市のまちづくりと行財政改革、審議
7月12日	第7回行財政改革推進委員会	審議
7月26日	第8回行財政改革推進委員会	審議
8月19日	第9回行財政改革推進委員会	審議、補助金等見直し部会中間報告
9月6日	第10回行財政改革推進委員会	審議
9月13日	第11回行財政改革推進委員会	審議、宗像市行財政改革推進委員会中間報告
9月24日	第3回行財政改革推進本部会議	大綱素案説明
10月19日	第12回行財政改革推進委員会	審議、補助金等見直し部会最終報告
10月20日	第4回行財政改革推進本部会議	大綱素案確認、補助金等見直し部会提言書説明
11月1日～22日	市民意見提出手続き(パブリック・コメント)	広報紙、ホームページ、市役所ほか14公共施設
11月9日	行財政改革大綱(素案)説明会	メイトム
12月6日	第13回行財政改革推進委員会	審議
12月20日	行財政改革推進委員会答申	答申
12月24日	第5回行財政改革推進本部会議	委員会答申報告、大綱策定

宗像市行財政改革推進委員会規則

平成 15 年 9 月 30 日

規則第 145 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成 15 年宗像市条例第 21 号）により設置された宗像市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、10 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 市民代表

(委員)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(出席の要求)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認める者に対し、委員会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(専門部会の設置)

第 7 条 委員会に専門の事項を調査審議するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことがある。

- 2 部会の委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会の委員の互選により定める。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 7 第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、企画調整部企画課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宗像市行財政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行財政改革の推進を図るため、宗像市行財政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には助役を、それぞれもって充てる。

3 本部員は、収入役、教育長、部長、支所長、監査委員事務局長及び議会事務局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、企画調整部企画課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

宗像市企画調整部企画課行政評価係

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目 1 番 1 号

TEL 0940-36-1192

FAX 0940-37-1242

E-mail:kikaku@city.munakata.Fukuoka.jp